

議案第153号

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成13年さいたま市条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入学検定料) 第6条 [略] 2 入学検定料の金額は、 <u>1万円</u> とする。	(入学検定料) 第6条 [略] 2 入学検定料の金額は、 <u>6,000円</u> とする。
(入学金) 第7条 [略] 2 入学金の金額は、次に定めるとおりとする。 (1) 市内生（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）によるさいたま市の住民票に記載されている者をいう。次号において同じ。） <u>8,000円</u> (2) 市外生（市内生以外の者をいう。） <u>100,000円</u>	(入学金) 第7条 [略] 2 入学金の金額は、次に定めるとおりとする。 (1) 市内生（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）によるさいたま市の住民票に記載されている者をいう。次号において同じ。） <u>7,000円</u> (2) 市外生（市内生以外の者をいう。） <u>90,000円</u>
(授業料) 第8条 [略] 2 授業料の金額は、月額 <u>1万5,000円</u> とする。	(授業料) 第8条 [略] 2 授業料の金額は、月額 <u>1万3,000円</u> とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年3月31日に在学する学生に係る授業料の金額は、この条例による改正後のさいたま市立高等看護学院条例第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。